モバイルチケット取扱規則

目次

第１章　総則（第１条～第８条の２）
第２章　使用（第９条～第12条）
第３章　無効（第13条・第14条）

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は、大阪シティバス株式会社運送約款（以下「当社運送約款」という。）及び乗合自動車運送約款取扱規則、大阪シティバス株式会社運送約款（区域運行）（以下「当社運送約款（区域運行）」という。）及び乗合自動車運送約款（区域運行）取扱規則に基づき、大阪シティバス株式会社（以下「当社」という。）が経営する乗合自動車の路線（以下「当社線」という。）及び乗合自動車（区域運行）の運送区間（以下「当社運送区間」という。）で使用することができるモバイル端末を用いた電子式証票（以下「モバイルチケット」という。）の取扱い、運賃及びその発売等に関して必要な事項を定め、旅客の利便性向上を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　モバイルチケットによる、当社線及び当社運送区間にかかる旅客運送については、この規則の定めるところによる。

２　この規則に定めのない事項については、当社運送約款及び乗合自動車運送約款取扱規則、当社運送約款（区域運行）及び乗合自動車運送約款（区域運行）取扱規則の規定による。

（用語の意義）

第３条　この規則における主な用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

⑴　「モバイル端末」とは、電子式証票を画面上に表示することができるスマートフォン等の端末をいう。

⑵　「モバイル決済者」とは、当社と契約を締結し、運賃について当社に代わり収受し、旅客にモバイルチケットを発売する者をいう。

（契約の成立時期）

第４条　モバイルチケットによる旅客運送の契約は、乗車のときに成立するものとする。

（旅客の同意）

第５条　モバイルチケットの購入に際し、旅客は、この規則及びこれに基づいて定められた規定のみならず、モバイル決済者の利用規約等を承認し、かつ、これらに同意したものとする。

（モバイルチケットの種類）

第６条　当社で発売するモバイルチケットの種類は次のとおりとする。

⑴　一日乗車券　　大人
　　小児

⑵　回数券　210円券　11枚つづり

⑶　オンデマンドバス普通券　大人
　　小児
　　特別割引大人
　　特別割引小児

⑷　オンデマンドバス定期券

ア　１エリア　　大人

イ　２エリア共通　　大人

⑸ オンデマンドバス・路線バス連絡乗車券

ア　オンデマンドバス・路線バス連絡定期券　　大人

イ　オンデマンドバス・路線バス共通一日乗車券　大人

（発売場所）

第７条　モバイルチケットは、モバイル決済者が提供するアプリケーション内で発売する。

２　当社線及び当社運送区間で使用可能なモバイルチケットを発売するアプリケーションの名称及びモバイル決済者名は、別表のとおりとする。

（特別のモバイルチケットの発売）

第７条の２　第６条、第７条、第８条、第９条及び第10条の規定にかかわらず、特別の運送条件、発売場所及び発売日等（以下「特別の運送条件等」という。）を定めたモバイルチケットを発売することができる。

２　特別の運送条件等については、その都度当社が定める。

（払戻し）

第８条　旅客は、使用期限内にモバイルチケットが不要となった場合は、そのモバイルチケットが未使用であるときに限り、第７条に定めるアプリケーション内において払戻し処理ができる。この場合、旅客は、次に掲げる金額の手数料を支払うものとする。ただし、不要となった理由が運行不能の場合は、手数料を徴収しない。

⑴　一日乗車券　１枚につき100円

⑵　回数券　　１冊につき220円

⑶　オンデマンドバス定期券　１枚につき220円

⑷　オンデマンドバス・路線バス連絡定期券　1枚につき220円

⑸　オンデマンドバス・路線バス共通一日乗車券　1枚につき100円

２　旅客が誤ってモバイルチケットを購入した場合においては、前項により払戻し処理を行う。

３　前２項の規定にかかわらず、オンデマンドバス普通券は払戻し処理の手数料は徴収しない。

（アプリケーションの変更等の場合における特殊取扱い）

第８条の２　第６条、第７条、第８条、第９条及び第10条の規定にかかわらず、モバイルチケットを発売するアプリケーションの変更及び廃止を行う場合並びに当該アプリケーション上で利用できるサービスの変更、中断及び終了等が生じる場合は、当社はモバイルチケットの取扱いについて特別の運送条件等を定めることがある。

２　前項の特別の運送条件等については、その都度当社が定める。

３　前２項の場合において、当社は、特別の運送条件等を適用しようとする日の少なくとも７日前に次の各号に掲げる事項を関係の営業所等及び車内に掲示又は当社ホームページ及び当該アプリケーション上に掲載するものとする。

⑴ 特別の運送条件等を適用する期間

⑵ 特別の運送条件等の内容

４　第１項の場合において、既に発売したモバイルチケットを無効とするときは、無効とする日の少なくとも１か月前に次に掲げる事項を関係の営業所等及び車内に掲示又は当社ホームページ及び当該アプリケーション上に掲載するものとする。

⑴ モバイルチケットを無効とする日

⑵ モバイルチケットを無効とする日以降で、発売時における使用期限内に限り払戻しをする旨

５　前項の無効となったモバイルチケットは、旅客の請求により、前項の期間内において、次の各号に定めるとおり払戻しの取扱いを行う。なお、この場合手数料は徴収しない。

⑴ 一日乗車券にあっては、未使用のものに限りその運賃額の払戻し

⑵ 回数券にあっては、次の算式により算出された金額の払戻し

券面表示の運賃額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ａ

総券片表示金額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｂ

残券片表示金額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｃ

Ａ×（Ｃ／Ｂ）

⑶ 定期乗車券にあっては、次の算式により算出された金額の払戻し

券面表示の運賃額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ａ

通用期間（日数）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｂ

無効とする日における残通用期間（日数）・・・・・・・・・Ｃ

Ａ×（Ｃ／Ｂ）

第２章　使用

（使用方法及び適用運賃）

第９条　モバイルチケットは、旅客が降車の際、当社の係員に呈示することで使用することができる。この場合に適用される運賃は、次のとおりとする。

⑴ 当社線

ア　一日乗車券　大人　500円

　　小児　100円

イ　回数券　　210円券　11枚つづり　2,000円

⑵ 201号及び203号系統

ア　オンデマンドバス普通券

(ｱ)　大人　300円

(ｲ)　小児　150円

(ｳ)　特別割引大人　150円

(ｴ)　特別割引小児　80円

イ　オンデマンドバス定期券

(ｱ)　１エリア　　大人　１ヶ月　5,000円

(ｲ)　２エリア共通　　大人　１ヶ月　9,000円

⑶ 215号、223A号及び223B号系統

ア　オンデマンドバス普通券

(ｱ)　大人　210円

(ｲ)　小児　110円

(ｳ)　特別割引大人　110円

(ｴ)　特別割引小児　60円

イ　オンデマンドバス定期券

(ｱ)　１エリア　　大人　１ヶ月　5,000円

(ｲ)　２エリア共通　　大人　１ヶ月　9,000円

⑷ 当社線及び215号、当社線及び223A号並びに当社線及び223B号系統

ア　オンデマンドバス・路線バス連絡定期　　大人　１ヶ月　10,500円

イ　オンデマンドバス・路線バス共通一日乗車券　大人　　600円

（効力）

第10条　モバイルチケットを第９条の規定により使用する場合の効力は、旅客が使用できる状態にしたモバイルチケットがモバイル端末に表示されている場合に限り、有効とする。この場合、旅客が使用できる状態にできるのは、次の各号のとおりとする。

⑴ 一日乗車券

購入した日を起算日として180日間

⑵ 回数券

購入した日を起算日として180日間

⑶ オンデマンドバス普通券

乗車の時

⑷ オンデマンドバス定期券

通用期間内

⑸ オンデマンドバス・路線バス連絡定期券
通用期間内
⑹ オンデマンドバス・路線バス共通一日乗車券
購入した日を起算日として180日間

（使用上の制限事項）

第11条　モバイルチケットは、他の乗車券等と併用して使用することができない。

２　偽造、変造若しくは不正に作成され、又は不正に取得されたモバイルチケットは、使用することができない。

３　モバイルチケット購入後、設定された使用期限を過ぎて使用することはできない。ただし、当社が認める場合はこの限りではない。

（免責事項）

第12条　モバイルチケットの紛失、盗難、詐取、横領等があったときにおいて、当該モバイルチケットの使用等で生じた損害については、当社はその責を負わないものとする。

第３章　無効

（無効となる場合等）

第13条　モバイルチケットは次の各号の一に該当する場合は無効とする。

⑴　偽造、変造及び不正に作成されたモバイルチケットを使用したとき又は使用しようとしたとき
⑵　モバイルチケットをその使用条件に基づかないで使用したとき
⑶　その他、モバイルチケットを不正乗車の手段として使用したとき

（不正使用等の旅客に対する割増運賃の徴収）

第14条　前条の規定によりモバイルチケットを無効とした場合は、普通運賃及び割増運賃を徴収する。徴収する額は、当社運送約款第28条及び当社運送約款（区域運行）第23条の規定を準用する。

附　則

この規程は、２０２１年３月１日から施行する。

附　則

この改正規程は、２０２１年３月30日から施行する。

附　則

この改正規則は、２０２１年４月１日から施行する。

附　則

この改正規則は、２０２１年12月１日から施行する。

附　則

この改正規則は、２０２２年４月１日から施行する。

附　則

この改正規則は、２０２２年10月17日から施行する。

附　則

この改正規則は、２０２２年11月１日から施行する。

附　則

この改正規則は、２０２２年12月１日から施行する。

別表（第７条関係）

当社線及び当社運送区間で使用可能なモバイルチケットを発売するアプリケーションの名称及びモバイル決済者名

当社線

アプリケーションの名称	モバイル決済者名
QUICK RIDE	レシップ株式会社
e METRO	大阪市高速電気軌道株式会社

当社運送区間

アプリケーションの名称	モバイル決済者名
e METRO	大阪市高速電気軌道株式会社